

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 京都土木株式会社
法人番号 : 2130001026236
業者の住所 : 京都府京都市伏見区羽東師志水町1 8 1－1
- 2 指名停止の期間 : ①令和6年5月7日～令和6年9月6日（4か月）
②令和6年5月7日～令和6年8月6日（3か月）
- 3 指名停止の措置対象地区 : ①近畿地区
②北海道地区、東北地区、関東甲信地区、北陸地区、中部地区、中国地区、四国地区、九州沖縄地区

4 事実概要

当該事業者は、完成工事高を過大に計上して得た経営事項審査結果（令和4年3月31日審査基準日）を複数の公共工事の発注者（京都府、京都市及び国土交通省近畿地方整備局）に提出して入札参加資格を得ていたことが分かった。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、同条第3項の規定により、京都府知事から監督処分（営業停止45日間）を受けた。

また、専任を要する工事の監理技術者等に営業所専任技術者や他工事で専任を要する監理技術者を配置していた。

これらのことが、それぞれ建設業法第26条第3項に違反するとして、同法第28条第1項の規定により、京都府知事から指示処分を受けた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第13号（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為)	
13 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)